

● 目次 ●

● 人権が尊重される地域コミュニティづくりのために	1
● 人権意識を支える4つのキーワード	2
● 参加体験型学習とは	
1 研修会の企画からふりかえりまで	3
2 様々な手法	5
3 この冊子の「学習プログラム」の利用について	8
● 人権学習プログラム等	
1 「子どもとの大切なコミュニケーション」（子どもの人権）	9
2 「いじめSTOP！ そのために、みんなで考えよう」（子どもの人権）	15
★アイスブレイキング集	
アイスブレイキング1「そろわない競争」	24
3 「エイズ患者やHIV感染者の人権を守るために」（患者等の人権）	25
★アイスブレイキング集	
アイスブレイキング2「こんな使い方もあるかもね？」	30
4 「公平・公正な社会をめざして」（同和問題）	31
5 「多文化共生社会を実現するために」（外国籍県民の人権）	37
6 「ホームレスの人権をみんなで考えよう」（ホームレスの人権）	41
★アイスブレイキング集	
アイスブレイキング3「文字さがし」	44
7 「もしあなたが、犯罪の被害を受けたなら」（犯罪被害者等の人権）	45
8 「ある日突然、大切な人がいなくなってしまったなら」 （北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権）	51
9 「性的マイノリティについて考えよう」（様々な人権課題・性的マイノリティ）	57
10 「悩みを共有し、ともに生きる社会をつくろう」（人権全般）	63
11 「自分をほめてみようよ～大切な私、大切なあなた～」（人権全般）	67
● 単独アクティビティ集	
★ アクティビティ1「あなたが思い浮かべるイメージは？」（女性の人権）	71
★ アクティビティ2「混雑した中で、車いすから見えるものは…」（障害者の人権）	73
★ アクティビティ3「私が高齢者になったとき」（高齢者の人権）	75
● 人権尊重の視点で、研修会を見直そう	77
● 不適切な発言への対応	79
● この冊子で使われている人権学習における参加体験型学習用語	80
● 資料 かながわ人権施策推進指針（改定版）抜粋	81

人権が尊重される地域コミュニティづくりのために

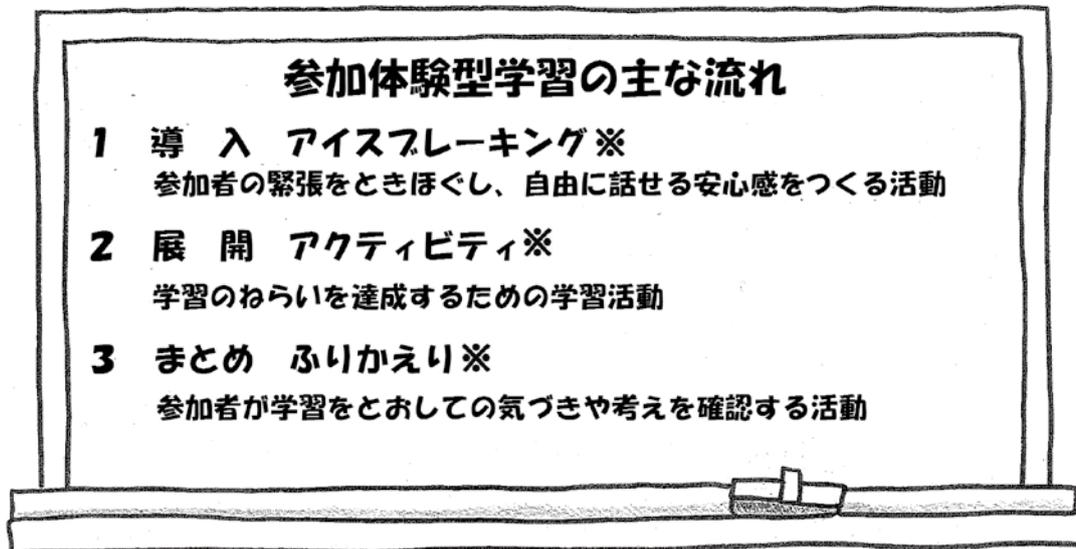
本書「人権学習のための参加体験型学習プログラム集 第2集」は、生涯学習・社会教育の担当者や職場、学校、地域等の方が人権にかかわる研修を行う際に活用していただくために作成しました。

「かながわ人権施策推進指針（改定版）」において分野別施策の方向としてとりあげている11の人権課題等をテーマとし、公民館やPTA、ボランティア等に携わる様々な方を対象とした、「参加体験型学習」のワークを掲載しています。詳細な学習プログラムと併せて、使用するワークシートや資料を掲載し、活用しやすいようにしました。

ぜひ、このプログラム集を参考に、地域の実態や対象者に合わせて工夫しながら人権学習を行っていただき、人権が尊重される地域コミュニティづくりを進めていただければ幸いです。

● 人権学習における参加体験型学習とは ●

人権学習における参加体験型学習とは、参加者一人ひとりが主体的に活動しながら学習を展開していく方法です。人権課題について気づき、参加者同士でともに考え、課題解決に向けての意欲や行動力を高めることにより、人権が尊重される社会を築くことをねらいとしています。



※用語についてはP. 80を参照してください。



人権意識を支える4つのキーワード

1 自己肯定感（セルフエスティーム）

自己肯定感とは、自分の性格や能力などを肯定的に考えたり感じたりする感情のことです。「自分のあるがままを受け入れ、自分自身を大切にする。いろいろ欠点もあるけれど、自分が好き。」という気持ちのことです。自分のことを大切に思うことが、他の人のことを大切にできる気持ちにつながり、お互いを価値ある存在として認め合おうという意識を育てます。

この自己肯定感を育てることが、人権教育の基盤となります。

※セルフエスティームは「自尊感情」と訳されることもあります。

人権とは…

「生きていたい」、「自由でいたい」、「幸福でいたい」という、すべての人に共通する三つの願いを支えるものであり、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」のことです。

2 想像力・共感的理解力

想像力・共感的理解力とは、他の人の立場に立って、その人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかる力です。想像力・共感的理解力が、相手を尊重し思いやる意識につながります。

3 相手を理解するためのコミュニケーション能力

コミュニケーション能力とは、自分の気持ちや意見をはっきりと伝えるとともに、相手の気持ちや意見をきちんと受けとめる力です。コミュニケーションには、「話すこと」や「聞くこと」だけでなく、「態度」や「身振り」、「顔の表情」なども含まれます。

「しっかりと聞いていますよ。なるほど、そう感じているんですね。」という受容的な姿勢も大切にしましょう。

4 アサーティブな表現（非攻撃的自己主張）

アサーティブな表現とは、相手の意見や気持ちを思いやったうえで、自分の意見や気持ちを誠実に相手に伝える方法です。相手を攻撃するような口調で意見を言ったり、逆に伝えるべきことを言わなかったりせず、アサーティブな表現で話し合い、問題の解決をはかってみましょう。

また、「私は・・・と思いますが、あなたはどう思いますか？」のようにコミュニケーションのキャッチボールを心がけると、相手にとってもその気持ちを受け入れやすくなり、問題解決に向けて話を進めやすくなります。

人権の尊重とは…

自他の人権を正しく理解し、相互に尊重し合うこと。つまり「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」です。

参加体験型学習とは

1 研修会の企画からふりかえりまで

実際に参加体験型学習を行う場合、次のことに留意しながら企画を進めるとよいでしょう。

(1) 学習のねらいの設定

実施する研修会において、地域の実態や参加者のニーズ等に合わせ、どのような知識や態度・技能を身につけ、理解を深めていくのかを明確にします。

(2) 参加の対象や人数の確認

効果を高めるために参加の対象を確認し、職種や年齢層、参加体験型学習の経験の有無等を考慮しましょう。「PTA向け」なのか「行政職員向け」なのかによって、実施する内容は変わってきます。

また、参加者の人数によりペアやグループをどのように編成するかも変わってきます。参加者が多い場合は、ファシリテーター以外にも学習プログラムの運営を支援してくれる人を配置するとよいでしょう。

(3) 学習プログラムの検討

学習のねらいと参加の対象などに合わせ、「アイスブレイキング」、「アクティビティ」、「ふりかえり」の内容を考えます。

参加者同士が交流をしたり、十分な意見交換ができるような時間配分や、学習を深めるようなふりかえりの内容を考えたりすることが大切です。学習の最初に参加者とねらいを共有してから学習プログラムを進めるようにすると、ねらいについての理解を一層深めることができます。

プログラムが決まったら、はじめからとおして行ってみることも大切です。実際にやってみることで、アイスブレイキングとアクティビティのつながりに気づいたり、説明を工夫したりできるようになります。その際は担当だけでなく複数で行い、多くの視点から検討するようにしましょう。

(4) 会場や必要なものの準備

学習プログラムに合わせて会場の配置を工夫しましょう。動きのあるプログラムの場合は十分な広さを確保するようにしましょう。学習に必要なものは人数やグループの数より多めに準備しておきましょう。

参加体験型学習を実施する流れの例

(1) 学習のねらいの設定



(2) 参加の対象や人数の確認



(3) 学習プログラムの検討



(4) 会場や必要なものの準備



(5) 実施



(6) 運営者のふりかえり

(5) 実施

学習の流れ	留意点
1 導入	<p>① ねらいの共有 ねらいについての理解を深めるため、参加者とねらいを共有しましょう。</p> <p>② 参加体験型学習の約束の確認 一人ひとりが安心して学習できるように、次の内容を確認してから学習を進めましょう。</p> <div style="border: 2px solid #00aaff; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>参加体験型学習の約束</p> <p>ア 自分と違う意見であっても、お互いの意見を尊重して意見交換を行いましょ。</p> <p>イ 参加者の皆さんが安心して話せるように、学習の場で話された個人的な経験や考えはこの場限りとして、他の場では話さないよう心の中にしまっておいてください。</p> <p>ウ 様々な事情で「参加したくない」「意見を出したくない」という人がいた場合には、その気持ちを尊重してください。</p> </div>
2 展開	<p>① 過程を大切に 考え方を1つにまとめることが目的ではありません。結論を出すことよりも、話し合った過程を大切にしよう心がけましょ。様々な考え方があることを参加者同士が理解し合えることが大切です。</p> <p>② 誤った考え方に対しては正しい情報を 偏見や差別を助長する発言が肯定されそうなときは、正しい理解に結びつくような情報を提供することが必要です。 (P.79「不適切な発言への対応」参照)</p> <p>③ 日常生活の中に生かす 日常生活で、この学習で学んだことを生かすことが大切です。参加者が理解したことを広め実践していくことで豊かな社会が実現できるのだということを確認ましょ。</p>
3 まとめ	<p>① 参加者の様子から 参加者の発言やグループの発表の内容をふまえて、学習をまとめるようにましょ。それにより参加者はテーマやねらいを身近に、そして実感を伴って感じるができます。</p> <p>② まとめの工夫 ファシリテーターが話すだけがまとめではありません。当事者の気持ちが綴られた手記等を朗読するなど効果的な方法を検討ましょ。</p>

(6) 運営者のふりかえり

参加者の様子や発言、アンケート等を参考にし、運営者としてのふりかえりを行いましょ。当初のねらいを達成することができたか、不適切な内容はなかったかなどをふりかえり、次回の学習プログラムづくりに生かましょ。

2 様々な手法

参加体験型学習の手法には様々なものがあります。学習のテーマやねらい、教材などに合わせて効果的な手法を選ぶことが大切です。

(1) ロールプレイ

学習の内容に応じた場面を設定し、その中で参加者が話し手、聞き手、観察者等の役割を相互に分担し合い、演技をすることで、学習のねらいに迫る方法です。

現実の問題を演じてみることにより、自分の心を感情のままに自由に表現することができ、人間関係の改善などに迫ることができます。

(2) ブレーンストーミング

学習のテーマについて自由にアイデアや意見を出し合い、その過程をとおして学習テーマへの理解を深め、問題解決をめざす手法です。

特定の目標の実現のために、アイデアを出し合ったり、様々な考え方を整理したりしながら、グループとしての行動方針を設定することができます。

(3) シミュレーション（疑似体験）

模擬体験・疑似体験のことです。

障害がある人の状況を体験するアイマスク・車椅子体験等が代表的ですが、仮想の国家間での貿易ゲームや、仮の権力関係を設定して多数者と少数者の関係について体験するなど、様々な疑似体験をとおして新しい発見と相手の立場に立った考え方に迫ることができます。

(4) フィールドワーク

実際に自らが現地に赴き、見たり、聞いたり、触れたり、調べたりする活動方法です。

地域の実情や歴史的経緯等につれる調査で、見過ごしてしまっているようなテーマに着目して地域の課題を発見していくことができます。

(5) ランキング

様々なテーマについて10個前後の権利や具体的な項目等をカードに記入し、参加者が自分にとって重要と考える順序にダイヤモンド型等にランキング（順位づけ）していく方法です。その根拠等を整理し、その結果について参加者相互で意見交換・討議をすることで主題に迫ることができます。

(6) カードを用いた分類法

参加者の意見をカードや付箋に書き、そのカードを見ながら分類や討議をします。

参加者のすべての意見を集約することができ、またカードの匿名性から、自由な発想や率直な意見を引き出すことができます。

(7) ワールドカフェ形式の意見交換

グループになり、テーマについて話し合います。話し合いで出てきたキーワードやアイデア、疑問などを模造紙等に適宜書き込んでいきます。

グループの中の1人が案内役として残り、他のメンバーは別のグループに移動します。案内役から前回の内容を聞き、新しいメンバーで話し合いを行います。これを何回か繰り返します。最後の回は、もとのグループに戻ってきて、どのように話し合いが進展したかを案内役から聞いたり、他のグループの内容を伝えあったりして、さらに話し合いを深めます。カフェで談議しているようなりラックスした雰囲気、活発な話し合いを促します。

グループの人数は4人程度であると話す機会と聞く機会のバランスがよく、話し合いがより深まります。

(8) ビデオフォーラム

「視聴覚教材（DVDやビデオ）の視聴」と「話し合い」を組み合わせた学習方法です。

参加者の心情を揺さぶり、学習への動機づけや学習の展開を方向づけることができます。また、生活背景の違う参加者に共通の話題を提供することで、一人ひとりのもつ生活課題等の絞り込みができ、深みのある話し合いができます。

テーマや教材に合わせてどのタイミングでどの部分を視聴するかなど、効果的な学習の流れを考えましょう。

※展開例については、（P.7「視聴覚教材を活用した学習の展開例」）を参照

●人権学習における参加体験型学習の利点と留意点●

参加体験型学習では、その利点と留意点を理解したうえで、目的や対象者に合わせて学習を進めることが大切です。

【利点】

- 様々な手法を活用して参加者が主体的に学習することにより、人権に対する理解を深めることができます。
- ゲーム性のあるアイスブレーキングで、安心して参加できる雰囲気をつくり出せます。また、日常生活にあり得そうなことを問題提起するようなアクティビティで、人権を身近な問題としてとらえることができます。
- 参加者同士が話し合うことで、様々な考えがあることを認識でき、人権課題の解決に向けて、意欲や行動力を高めることができます。

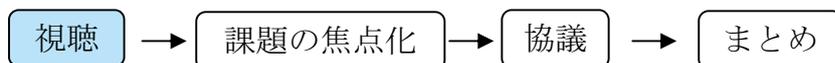
【留意点】

- ファシリテーターは、ねらいを達成するために、事前に「予想される参加者の回答や質問」を想定し、臨機応変に対応できるよう準備しましょう。
- 体験による発見が独りよがりの理解にならないよう、話し合いの時間が必要です。また、学習内容がその場限りにならないよう、学んだことをふりかえる時間を設ける必要もあります。

視聴覚教材を活用した学習の展開例

「視聴」、「課題の焦点化」、「協議」、それぞれの順番によって様々な展開が考えられます。研修会のテーマやねらい、教材にもっとも適する展開を検討しましょう。

1 視聴覚教材を研修会・講座等のはじめに活用する方法



*視聴覚教材で提起された課題を焦点化することによって、ねらいを明確化することができます。

2 視聴覚教材を研修会・講座等の中ごろに活用する方法



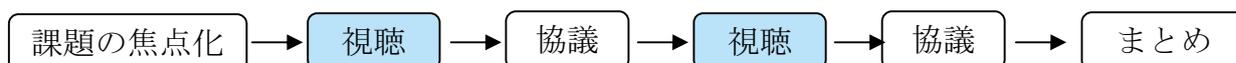
*最初に課題を焦点化することにより、ファシリテーターの意図する方向へ進めやすくなります。

3 視聴覚教材を研修会・講座等のおわりに活用する方法



*講話などによる課題の焦点化、協議に重点を置きます。視聴覚教材により個々の考えを整理、確認し、さらに深化することができます。

4 視聴覚教材を適宜分割して活用する方法



*視聴覚教材の前半で課題をつかみ話し合います。視聴覚教材の後半で個々の考えを整理、確認し、協議によってさらに深化することができます。

●留意点として●

- 事前に複数で視聴し、内容の確認や学習のポイント、話し合いの観点等を検討する。
- 画像や音声の乱れ、字幕の有無、機材の操作手順を確認する。
- 内容の解説や補助資料、ワークシートなどを用意し、学習を深める工夫をする。
- 協議が教材やストーリーに対する評論にならないようにする。
- 適切な視聴時間を考え、研修時間が長くなりすぎないようにする。

3 この冊子の「学習プログラム」の利用について

「学習の流れ」の欄には、参加者の活動についてを示しています。

● 人権学習プログラム

① 「子どもとの大切なコミュニケーション」(子どもの人権)

実践する場面
 (1) 対象者 P.T.A会員等(小・中・高校生の子どもがいる保護者等)
 (2) 所要時間 90分

活動のねらい(ポイント)
 (1) コミュニケーションの大切さに気づく。
 (2) 子どもの人権を尊重することや自己肯定感を育むことを意識しているかをふりかえる。

準備するもの
 カード、付箋、ワークシート1・2、資料

進め方(展開例)

時間	学習の流れ(活動・内容)	留意事項	備考(資料)
導入 20分	◆学習の確認(5分) ・研修会のねらい ・日程 ・参加体験型学習における約束 ◆アイスブレイキング(15分) 「何が出るかな自己紹介」 ①じゃんけんをして勝った人から順番にカードを引き、自己紹介とカードに書いてあるテーマについて話す。 ②他の人は発表内容を聞いてよいところを見つけ、理由を添えてほめる。 ③自己紹介をした人はお礼をいい、役割を交代する。 ④ふりかえりを行い、感想を発表する。	・[参加体験型学習の約束]の内容を伝える。 →P. 4(5)の1参照 ・4人ぐらいのグループで行う。 ・グループ毎にテーマが書いてある8枚のカードを準備する。 ・早く終わったら2周目に入る。 ・発表後、感想を生かしながらまとめをする。	・カード →P.11
展開 65分	◆アクティビティ1(30分) 「子どもの心の短歌」 ①「子どもの心の短歌」を読んで、大人のどんなふるまいや表現、言葉などが子どもの心を傷つけるかを個々で考え、付箋に書き出す。	・付箋を1人5枚とワークシート1を配付する。	・付箋 ワークシート1 →P.12

□の中には、解説や各活動の後のまとめなど、ファシリテーターに押さえてほしいことを示しています。

タイトルの後の()内には、取り扱う主な人権課題を示しています。

「留意事項」の欄には、ファシリテーターの活動について示しています。

「備考」の欄には、準備するものなどを示しています。

＜参考資料など＞には、学習プログラム作成に参考とした資料を示しています。

●本冊子の特徴●

- ワークシートはコピーしてそのまま使えるようにしてあります。
- 人権学習プログラムのアイスブレイキングやアクティビティは、別のプログラムや単独に掲載されているものと入れかえても使用できるようになっています。

●本冊子を活用する上での留意点●

- 人権学習プログラムは主に、「かながわ人権施策推進指針(改定版)」に取りあげられている11の人権課題等をテーマとしています。参加者に当事者や関係者がいるかもしれないことに留意し、十分な配慮を心がけましょう。

① 「子どもとの大切なコミュニケーション」(子どもの人権)

実践する場面

- (1) 対象者 PTA会員等(小・中・高校生の子どもがいる保護者等)
- (2) 所要時間 90分

活動のねらい(ポイント)

- (1) コミュニケーションの大切さに気づく。
- (2) 子どもの人権を尊重することや自己肯定感を育むことを意識しているかをふりかえる。

準備するもの

カード、付箋、ワークシート1・2、資料

進め方(展開例)

時間	学習の流れ(活動・内容)	留意事項	備考(資料)
導入 20分	<p>◆学習の確認(5分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会のねらい ・日程 ・参加体験型学習における約束 <p>◆アイスブレイキング(15分)</p> <p>「何が出るかな自己紹介」</p> <p>①じゃんけんをして勝った人から順番にカードを引き、自己紹介とカードに書いてあるテーマについて話す。</p> <p>②他の人は発表内容を聞いてよいところを見つけ、理由を添えてほめる。</p> <p>③自己紹介をした人はお礼をいい、役割を交代する。</p> <p>④ふりかえりを行い、感想を発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[参加体験型学習の約束]の内容を伝える。 →P. 4(5)の1参照 ・4人程度のグループで行う。 ・グループ毎にテーマが書いてある8枚のカードを準備する。 ・早く終わったら2周目に入る。 ・発表後、感想を生かしながらまとめをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カード →P.11
<ul style="list-style-type: none"> ・自己紹介の他にテーマについて話を聞くことによって、より相手を知ることができる。 ・この体験をとおしてコミュニケーションの大切さに気づく。 ・よいところを見つけてほめてもらうことが、自己肯定感を高めることにつながることに気づく。 			
展開 65分	<p>◆アクティビティ1(30分)</p> <p>「子どもの心の短歌」</p> <p>①「子どもの心の短歌」を読んで、大人のどんなふるまいや表現、言葉などが子どもの心を傷つけるかを個々で考え、付箋に書き出す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・付箋を1人5枚とワークシート1を配付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・付箋 ワークシート1 →P.12

	<p>②グループでお互いの付箋を見て、意見交換をする。</p> <p>③子どもの心を傷つけてしまうふるまいや表現、言葉にはどういう共通点や特徴があるかを話し合う。</p> <p>④グループで出た意見を全体に発表し、共有する。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・何気ない親の一言やふるまい等が、子どもの心に残ることに気づく。 ・子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られる中で成長していくことが大切であると感じる。 			
	<p>◆アクティビティ2（30分） 「言い方を考えてみよう」</p> <p>①「事例1」を読んで、「攻撃的な言い方（例）」ではなく、「子どもの気持ちを尊重し、しかも自分の思いも伝えようとする言い方」について個々で考え、ワークシートに記入する。</p> <p>②グループで、それぞれどんな言い方になるかについて意見交換する。</p> <p>③「事例2・3」についても同様に、子どもの気持ちを尊重した言い方を個々で考え、意見交換する。</p> <p>④グループで出た意見を全体に発表し、共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート2を配付する。 ・資料を用いて、「アサーティブな表現」等を紹介し、学びの深まりを促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート2 →P.13 ・資料 →P.14
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの気持ちを尊重した言い方について考え、子どもとのよりよいコミュニケーションのあり方について理解を深める。 			
	<p>◆ふりかえり（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクティビティ1、2をとおして考えたこと、気づいたことを中心にふりかえる。 ・グループで出された意見を全体へ発表する。 		
<p>まとめ 5分</p>	<p>◆まとめ（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーターの話を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動のねらい（ポイント）をおさえる。 	

<参考資料など>

「じんけん実践ガイド」栃木県教育委員会（平成16年3月）

「元気が出る人権学習」栃木県教育委員会（平成20年3月）

私の
好きな食べ物

私の
好きな場所

最近
感動したこと

私の趣味

私の
好きな季節

挑戦して
みたいこと

行ってみたい
観光地

興味がある
家電製品

子どもの心の短歌

ほくだって
いいたいことは
あるけれど
子どものくせにや
あきうめる

気まぐれに
ほめた母の
一言を
うれしくベッドで
くりかえす

兄ちゃんを
呼ぶならほくは
「弟ちゃん」
○○と呼んだら
返事せん

また今日も
次から次へと
塾通い
ねむさうらえて
休むひまなし

<参考資料など>

「じんけん実践ガイド」栃木県教育委員会（平成16年3月）

言い方を考えてみよう

【事例1】 今日学校で習字があったのでしょうか。小学3年生の子どもが、新しくおろしたばかりの服に墨汁をつけて学校から帰ってきました……。

攻撃的に言うと……



（例）何やっているの！せっかくの新しい服なのに。今日、習字があることがわかっていたらちがう服を着ていけばよかったのに。困るなあ…。洗濯してもおちないよ！

子どもの気持ちを尊重し、しかも自分の思いも伝えるように言うと……

【事例2】 小学4年生の子どもが、「宿題が終わっていないので、明日、学校に行くのいやだなあ。」と夜の就寝前に話してきました……。



子どもの気持ちを尊重し、しかも自分の思いも伝えるように言うと……

【事例3】 中学1年生の子どもが、毎日勉強もせず、そのうえ食事中にまで携帯電話をいじっています……。



子どもの気持ちを尊重し、しかも自分の思いも伝えるように言うと……

<参考資料など>

「元気が出る人権学習」栃木県教育委員会（平成20年3月）

アサーティブな表現の例

※「アサーティブ」な表現についてはP.2参照

【事例1】 小学3年生の子どもが、新しくおろしたばかりの服に墨汁をつけて学校から帰ってきたとき。

アサーティブな表現	今日は授業で習字をがんばったんだね。 一生懸命書いていたから、洋服に墨がついてしまったことを気づかなかったかな？ 今度、授業で習字があるときは、汚れが目立たない黒っぽい服を着ていくと、気にしないで、習字をすることができると思うよ。
攻撃的な表現	何やっているの！せっかくの新しい服なのに。今日、習字があることわかっていたらちがう服を着ていけばよかったのに。困るのなあ。洗濯してもおちないよ！。

【事例2】 小学4年生の子どもが、「宿題が終わっていないので、明日は学校に行くのいやだなあ。」と夜、就寝前に話していたとき。

アサーティブな表現	宿題ができていないと、学校行くのはいやだよな。 お母さん／お父さんもいっしょに起きていてあげるから、宿題頑張ってみない？
	宿題ができていないと、学校行くのはいやだよな。 今日はもう遅いから、明日早起きしてやっつけていこうか？
	宿題ができていないと、学校行くのはいやだよな。宿題を終わらせるにはどうしたら良かったのかな？ 次はそうできるといいね。明日、先生に次はそうすることを話してみたら？
攻撃的な表現	だから、早く宿題やりなさいっていったのに……。自分がやらなかったのだから仕方ないでしょ。先生に謝りなさい。

【事例3】 中学1年生の子どもが、毎日勉強もせず、さらには食事中にまで携帯電話ばかりいじっているとき。

アサーティブな表現	携帯電話って楽しいんだね。いつも持っているものね。 食事は味わって食べてもらいたいな。それから勉強は大丈夫なのかな？ 毎日の積み重ねが大切だよ。自分のためにも携帯電話の使う時間を決めておこうね。
攻撃的な表現	いつも携帯電話ばかりいじっていないで、たまには勉強をしなさい。 食事中の携帯電話は禁止だよ。言うこと聞かないと携帯電話とりあげるよ。

●話すときは「アイ・メッセージ（私（たち）は・・・と思う）」で

よりよいコミュニケーションのためには、自分を主語にした「アイ・メッセージ」も効果的です。

例：そんなことしていいと思っているの？→あなたがそんなことしたら、私は悲しいよ。

●表情は、言葉以上にものを言う

アサーティブな表現で話しても、にらみつけるような表情で言ってしまったらどうでしょうか。話すときの表情も大切にしましょう。

② 「いじめSTOP! そのために、みんなで考えよう」(子どもの人権)

実践する場面

- (1) 対象者 PTA会員等(小・中・高校生の子どもがいる保護者等)
- (2) 所要時間 90分

活動のねらい(ポイント)

- (1) 子どもの人権について理解し、人権尊重の大切さに気づく。
- (2) いじめについてそれぞれの立場を理解し、大人としての対応を考える。

準備するもの

ワークシート1・2、資料1・2・3

進め方(展開例)

時間	学習の流れ(活動・内容)	留意事項	備考(資料)
導入 10分	<p>◆学習の確認(5分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会のねらい ・日程 ・参加体験型学習における約束 <p>◆アイスブレイキング(5分)</p> <p>「後出しジャンケン」</p> <p>①ファシリテーターが出したグー・チョキ・パーに対して勝つようにジャンケンする。</p> <p>②次にファシリテーターに負けるようにする。 (テンポをあげながら、数回行う。)</p> <p>③全体で感想を発表し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[参加体験型学習の約束]の内容を伝える。 →P. 4(5)の1参照 ・かけ声を「ジャンケン、ポイ、ポイ」のようにして参加者が後出ししやすいようにする。 ・どちらがやりにくかったか聞く。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・勝つことに比べ、負けるようにすることには慣れていないことに気づく。 ・じゃんけんは勝つためのものという意識や思い込みがあることに気づく。 			
展開 75分	<p>◆アクティビティ1(40分)</p> <p>「子どもの権利条約」</p> <p>①資料1「子どもの権利条約」を読んで、最も大切にすべきと思うものを5つ選び、その理由を記入する。</p> <p>②子どもの権利が尊重されにくいと思うものを3つ選び、理由を記入する。</p> <p>③①、②について、グループ内で意見交換する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4人程度のグループで行う。 ・ワークシート1、資料1を配付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート1 →P.17 資料1 →P.18
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利を理解するとともに、その権利を守ることの大切さを考える。 			

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	備考（資料）
	<p>◆アクティビティ2（30分） 「いじめSTOP！ そのために、みんなで考えよう」</p> <p>①あなたがAさんの立場ならどのように対応するか考え、ワークシートに記入する。</p> <p>②グループ内で意見交換する。</p> <p>③Aさんから相談されたときどのように答えるのがよいか考え、ワークシートに記入する。</p> <p>④意見交換する。</p> <p>⑤グループで出た意見を全体に発表し、共有する。</p> <p>⑥ファシリテーターのいじめについての説明を聞き、感じたことをワークシートに記入する。</p> <p>◆ふりかえり（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクティビティ1・アクティビティ2をとおして考えたこと、気づいたことを中心にふりかえる。 ・グループで出た意見を全体に発表し、共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート2を配付する。 ・自分の子どもがAさんだとしたらどのように答えてあげるか考えるよう促す。 ・資料2を配付する。 ・資料3を参照し、いじめのとりえ方や対処について説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート2 → P.19、20 ・資料2 → P.21、22 ・資料3 → P.23
<p>まとめ 5分</p>	<p>◆まとめ（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーターの話を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動のねらい（ポイント）をおさえる。 	

・いじめは重大な人権侵害であることに気づく。
 ・子どもの思いに寄り添いながら、いじめの解決に向けて何ができるかを考える。
 ・いじめはどの子どもにも起こりうる問題であり、学校・地域・家庭の支援が大切であることに気づく。

<参考資料など>

「子どもの権利条約カードブック」公益財団法人日本ユニセフ協会
 「人権学習ワークシート集—人権教育実践のために 第13集（小・中学校編）—」神奈川県教育委員会
 （平成23年2月）

「子どもの権利条約」

ワーク1

子どもの権利条約を読んで、あなたが最も大切にすべきと思うものを5つ選んでみましょう。また、その理由も書きましょう。

	最も大切にすべきと思う理由
第 条	
第 条	
第 条	
第 条	
第 条	

ワーク2

子どもの権利が尊重されにくいと思うものを3つ選んでみましょう。また、その理由も書きましょう。

	尊重されにくいと思う理由
第 条	
第 条	
第 条	

子どもの権利条約（「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」とは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

「子どもの権利条約」

- 第1条 18歳になっていない人を子どもとします。
- 第2条 子どもは、国の違い、性別、言葉、宗教、意見、障がい、貧富の差などで差別はされません。
- 第3条 子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えなければなりません。
- 第4条 国は、この条約に書かれた権利を守らなければなりません。
- 第5条 保護者は、子どもの発達に応じた適切な指導をしなければなりません。
- 第6条 子どもは、生きる権利を持っています。
- 第7条 子どもは、名前や国籍を持ち、親を知り、親に育ててもらふ権利を持っています。
- 第8条 国は、子どもの名前や国籍、家族の関係が奪われないように守らなければなりません。
- 第9条 子どもは、親と一緒に暮らす権利を持っています。
- 第10条 子どもは、親がちがう国に住んでいても、いつでも親と連絡をとることができます。
- 第11条 国は、子どもが無理やり国外へ出されたり、自分の国に戻れなくなったりしないようにしなくてはなりません。
- 第12条 子どもは、自由に自分の意見を表す権利を持っています。
- 第13条 子どもは、自由な方法で情報や考えを伝える権利、知る権利を持っています。
- 第14条 子どもは、思想・良心及び宗教の自由についての権利を尊重されます。
- 第15条 子どもは、他の人々と自由に集まって会を作ったり、参加する権利を持っています。
- 第16条 子どもは、プライバシーや名誉を守られる権利を持っています。
- 第17条 子どもは、自分に役立つ情報を手に入れることができます。国は、よくない情報から子どもを守らなければなりません。
- 第18条 子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。
- 第19条 国は、子どもが虐待されないように守らなければなりません。
- 第20条 家庭を奪われている子どもは、国から守ってもらふことができます。
- 第21条 子どもを養子にする場合には、国や公の機関だけがそれを認めることができます。
- 第22条 それぞれの事情でよその国に逃れた子ども（難民の子ども）は、その国で守られ、援助を受けることができます。
- 第23条 心や体に障がいがあっても、その子どもの個性や誇りが傷つけられてはなりません。
- 第24条 子どもは、病気になったときや怪我をしたときには治療を受ける権利を持っています。
- 第25条 子どもが病院などに入っているときには、その扱いがその子どもにとってよいものか定期的に調べてもらうことができます。
- 第26条 国は、子どもやその家族が生活していくのに十分なお金がないときには、その暮らしを手助けしなければなりません。
- 第27条 子どもは、心や体の成長に必要な生活を送る権利を持っています。
- 第28条 子どもは、教育を受ける権利を持っています。学校の決まりは、人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。
- 第29条 教育は、自分も他の人も同じように大切だということや、みんなと仲よくすること、自然の大切さなどを子どもが学べるようにしなければなりません。
- 第30条 少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人々の子どもは、その民族の文化や宗教、言葉を持つ権利を持っています。
- 第31条 子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利を持っています。
- 第32条 子どもは、無理やり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心や体によくない仕事をさせられたりしないように守られる権利を持っています。
- 第33条 国は、子どもを麻薬や覚せい剤などから守らなければなりません。
- 第34条 国は、子どもが性的な暴力を受けたりすることのないよう守らなければなりません。
- 第35条 国は、子どもが誘拐されたり、売買されたりすることのないように守らなければなりません。
- 第36条 国は、どんな形でも子どもの幸せを奪って利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。
- 第37条 どんな子どもに対しても拷問やむごい扱いをしてはなりません。もし罪を犯して逮捕されても、人間らしく年齢に合った扱いを受ける権利を持っています。
- 第38条 国は、15歳にならない子どもを兵士として戦場に連れていってはなりません。
- 第39条 国は、戦争などで心や体を傷つけられた子どもの傷を治し、社会に戻れるようにしなければなりません。
- 第40条 国は、罪を犯したとされた子どもが社会に戻ったとき自分自身の役割を果たせるようになることを考えて、その子どもを扱わなければなりません。

<参考資料など> 「子どもの権利条約カードブック」公益財団法人日本ユニセフ協会発行

いじめSTOP! そのために、みんなで考えよう

【事例】 ある教室の休み時間の場面です。

- ◆ **Aさん**は、**Bさん**と去年も同じクラスで、ずっと仲良しの友だちです。4月にクラス替えがあって、**Aさん**は、**Cさん**と新たに友だちになりました。
- ◆ その**Cさん**が、6月頃から**Bさん**をいじめ始めました。最初は、言葉でからかっていただけでしたが、最近は**Bさん**に命令をしたり、トイレの中などで暴力をふるったりするようになりました。**Aさん**は、なんとか**Cさん**に**Bさん**に対するいじめをやめさせたいのですが、次に自分がいじめのターゲットになるかもしれないと思うと、何も言うことができません。
- ◆ ある日の休み時間、**Cさん**は、教室で**Bさん**のシャープペンシルをとりあげようとしていました。**Bさん**は泣きながら「やめてよ」と言っているのですが、**Cさん**はますます調子にのっています。そして、ついに「おいA、こいつを押さえている」と言いました。
- ◆ 隣のクラスの**Dさん**は、ニヤニヤしながら廊下から**Aさん**の様子を見ています。まわりの少し離れたところにいた**Eさん**と**Fさん**は、見て見ぬふりをして、教室からそっと出て行ってしまいました。

ワーク1 あなたがAさんなら、どのようにしますか。

ワーク2 Aさんから「どうしたらよいか・・・」と相談されたとき、保護者としてどのように答えますか？

ワーク3 ふりかえり

<参考資料など>

「人権学習ワークシート集一人権教育実践のために 第13集(小・中学校編)ー」神奈川県教育委員会
(平成23年2月)



いじめをしない させない 許さない!

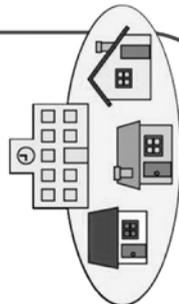
出席停止制度?

- だれに対し
問題行動（他の子どもを傷つける、授業妨害をする等）を繰り返し起こす子どもに対し、
- どのような場合に
学校等が繰り返し指導をしたにもかかわらず状況が改善されない場合に、
- 何のために
全ての子どもたちが安全・安心な学校生活を送ることができるようにするために、
- どこで
学校以外の場所で指導を行うことが「出席停止制度」です。
- 出席停止制度適用まで（公立の小中学校において適用される制度です）
 - ① 保護者に学校の生徒指導の方針や出席停止制度について知らせておきます。
 - ② 対象のお子さんの保護者と面談を行います。
 - ③ 実施の決定は、各市町村教育委員会が行います。
 - ④ 実施の決定を、文書で対象の保護者に伝えます。



問題行動等に対応する関係機関

- 県警少年相談・保護センター
非行や不良行為等の相談、いじめや児童虐待等の被害者の相談を受けています。また、保護者同意のもと問題行動が深刻化している子どもにも指導を行っています。
- 県警各警察署
被害届が出された場合、刑事事件として捜査を行います。生活安全課少年係では、非行等の問題行動についての一般的な相談をすることもできます。
- 児童相談所
犯罪行為時に14歳未満だった場合に指導等を行います。
- 教育委員会
状況に応じ、指導・助言、相談等を行います。
- その他
個別の状況に応じ、医療機関、市町村福祉部局等とも連携します。



いじめは、

重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。
どの学校にも、どの子どもにも起こりうるものです。
誰もがいじめられる側、いじめられる側になる可能性があるあります。

悪ふざけだと言ういじめもあります。いじめにあたるかあたらないかは、いじめられた子どもの立場に立って判断するものです。

いじめのサインは見えにくいものです。

深刻な状況になってしまいうまで、周囲の人たちが気づかない場合もあります



家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たし、子どもたちを守り、育てましょう。

「自分はいじめたしていない」から大丈夫!?

子どもたちは自覚のないまま、いじめを助長していることもあるのです。



いじめを面白がっている人は、いじめを助けている立場になっています。



いじめを見て見ぬふりをしている人は、間接的にいじめを助長する立場になっています。

※ いじめ等についての相談機関があります。別紙をご覧ください。

◆ 問い合わせ先 ◆ 神奈川県教育委員会教育局支援教育部子ども教育支援課

平成25年3月発行

電話：045-210-8292

いじめを

起こさない!

活躍の場や居場所のある学校・地域・家庭に!

学校では

いじめの起きにくい学校とは?

- ◎ みんなに居場所がある
=心から落ち着ける場所がある
- ◎ 子ども同士の絆が強い
=一人ひとりに活躍の場がある

授業など、日ごろの学校生活を大切にします

家庭では

子どもと対話していますか?

- ◎ 今日学校で何か楽しかった?
- ◎ クラスで困っている人いない?
- ◎ それって、いじめじゃない?
- ◎ 心配なことがあったら相談して
いじめについても、話題にしましょう

子どもを ほめていますか?

- ◎ 家庭での役割が果たせたとき
- ◎ できなかったことができたとき
- ◎ できないことを やろうとしているとき

あなたが助かる、いじめと困る
がんばったね
がんばっているの知ってるよ

地域の行事に子どもと参加しましょう

地域では

子どもにあいさつ・声かけを!

- 1 おはよう。
- 2 ○○さん、おはよう。(名前を入れる)
- 3 ○○さん、おはよう。今日も元気だね。(あいさつ + ひとこと)

いじめを

見逃さない!

子どもたちの様子をアンテナを高く!
心配なことはすぐ連絡・すぐ対応!

いじめが 疑われたら

- ◎ 複数の教職員が情報交換
- ◎ より注意深い観察
- ◎ 気になる子への声かけ
- ◎ 関係しそうな子への聞き取り など
日常的な把握のためにアンケートも
実施しています

「いじめられているかもわからない…」

- 「元気がないね」
「何か心配なことがあるの?」
「気がかりなことでもあるの?」

「心配している」メッセージを伝える

- × 「いじめにあっているの!?!」と問い詰める
「あなたにも悪いところがあるからだ」
「勘違いじゃない? 気にしすぎだ!」
(子どもが言いづらくなってしまいます)

感情を受け止め、ことばに

「よく話してくれたね」
「それはつらかったね」「悔しいね」

あなたを守る あなたは悪くない

子どもの 見守りを!

登下校や放課後の 子どもたちの様子を
見守ってください
「みんなのカバンを持っているけど…」
「仲間はずれにされているようだ…」
「一人の子にひどい言葉を浴びせている…」

心配な場面を目にしたら、学校に連絡を

いじめを

解消する!

学校・家庭・地域が協力して いじめを解消し
ともに子どもを成長させましょう!

いじめが 起きてしまったら

いじめ解消のために、家庭・地域と学校が ともに取り組みましょう!

- ◎ いじめにあつた…
子どもの気持ちに寄り添いながら、解消に向け、保護
者と学校と力を合わせる
- ◎ まさか うちの子がいじめを…
子どもの安全と安心を確保することを最優先する

まさか うちの子がいじめを…

- ◎ 「うちの子に限って」と思わず、事実を聞き取る
- ◎ 「なぜ してしまったのか」子どもの気持ちは受け止め、
行為は強く否定する
→「△△したことに腹が立ったんだね。でも、あなたがし
た行為は、とてもいけないことだ。その行為は許せな
い」「いじめをしてしまう あなたが心配だ」
- ◎ 「どうすればよいか、どうしていくか」ともに考える
→「○○さんは、傷ついている。どう接していけばいいか
思う?」
→「あなたには、こんないいところがあるのだから、
これから△△をがんばっていきましょうよ。」

「いじめ」という行為は絶対に許されぬ! ことをしつけ、
「いじめ」をおして大切なことを学ばせましょう

地域で 守る!

- ◎ 「どうしたの」「大丈夫?」一言が子どもを救
うこともあります
- ◎ 学校・家庭への連絡が早期解消につながります

例; 「3時半ごろ○○公園で、青いジャージを着た男の子が、3人
の友人らしき子たちから蹴られ、かなり嫌そうな顔をしていた。心配です。」

アイスブレーキング集

アイスブレーキングには様々なものがあります。ここでは学習プログラムに掲載されている以外のものを紹介します。参加者やねらいに合わせて使用しましょう。

●アイスブレーキング1 ●

そろわない競争

ねらい

それぞれの思いの違いに気づくことで、相手の考えや気持ちを思いやったり、尊重したりすることが大切だと感じる。

グループ

・ 4～6人のグループ

進め方

- ①ファシリテーターが質問1を決める。参加者はその答えをワークシートに書く。
- ②グループでそれぞれの答えを発表し合う。全員が違う答えになればOK！

例：「好きな食べ物は？」

Aさん「お寿司」 Bさん「ステーキ」 Cさん「りんご」 Dさん「なっとう」

⇒全員が違う答えなのでOK！

- ③グループで質問2を考え、それに対する答えをワークシートに書く。
- ④グループでそれぞれの答えを発表し合う。全員が違う答えになればOK！

<ワークシート>

そろわない競争

質問1

自分の答え

質問2

自分の答え

③ 「エイズ患者やHIV感染者の人権を守るために」(患者等の人権)

実践する場面

- (1) 対象者 人権教育担当職員、行政職員、地域住民等
- (2) 所要時間 60分

活動のねらい(ポイント)

- (1) HIV感染症に対して正しく理解し、HIV感染者やエイズ患者等の人権尊重について考える。
- (2) すべての人が幸せに暮らすことができる社会のあり方について学び合う。

準備するもの

ワークシート1・2、資料

進め方(展開例)

時間	学習の流れ(活動・内容)	留意事項	備考(資料)
導入 10分	<p>◆学習の確認(5分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会のねらい ・日程 ・参加体験型学習における約束 <p>◆アイスブレイキング(5分)</p> <p>「ジェスチャーで自己紹介」</p> <p>①声を出さずジェスチャーだけで自己紹介を行う。(それぞれ2分程度。)受け手は声を出して「それは～ですか?」のように問いかけてもよい。</p> <p>②①について何を伝えたかったのかを話す。(声を出してよい)</p> <p>③交代し、①②を行う。</p> <p>④感想を発表し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[参加体験型学習の約束]の内容を伝える。 →P. 4(5)の1参照 ・ペアで行う。 ・相手の伝えようとしていることを積極的に推測するよう促す。 	
<p>・よりよいコミュニケーションのためには、相手の伝えようとしていることを積極的に感じ取ることが大切であることに気づく。</p>			
展開 45分	<p>◆アクティビティ1(10分)</p> <p>「HIV・エイズに関する知識確認クイズ」</p> <p>①ワークシート1のクイズに答える。</p> <p>②ファシリテーターの答えや解説を聞く。</p> <p>◆アクティビティ2(30分)</p> <p>「あなたはどうしますか?」</p> <p>①ワークシート2の1～3の相談についてどう答えるか個人で考え、ワークシートに記入する。</p> <p>②グループになり、1～3の相談について意見交換する。</p> <p>③グループで出た意見を全体に発表し、共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート1を配付する。 ※答えの部分は手持ち資料とする。 ・答えを発表し、解説を加える。 ・4人程度のグループで行う。 ・ワークシート2を配付する。 ・すべての人が幸せになれる社会のあり方についても考えるよう促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート1 →P.27 ・ワークシート2 →P.28

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	備考（資料）
	<p>◆ふりかえり（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクティビティ1・アクティビティ2をとおして考えたこと、気づいたことを中心にふりかえる。 ・グループで出た意見を全体に発表し、共有する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・患者や感染者には、差別や偏見の不安があることに気づく。 ・社会全体で病気について正しく理解することが、差別の解消や感染者が安心して暮らせる社会の醸成につながることに気づく。 		
まとめ 5分	<p>◆まとめ（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーターの話を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動のねらい（ポイント）をおさえる。 	

※ハンセン病患者等への差別についてもふれることで、学びを深めることができる。（資料(P.29)参照）

正しい知識を身につけましょう

HIV 感染は、かつてのように「死に至る病」ではなくなりました。効果ある治療法が開発され、感染者をとりまく環境は大きく変わっていますが、以前と同じような差別や偏見が現在も残っています。そのために感染者は、病気そのものよりも、差別や偏見への不安にさいなまれながら、感染を隠し続けるという精神的苦痛を強いられています。

このような差別が残っている大きな原因は、病気についての正しい知識が普及していないことです。

ハンセン病患者・元患者、エイズ患者・HIV 感染者、難病患者などに対する偏見や差別意識を解消するには、県民一人ひとりが病気についての正しい知識を持つことが必要です。

<参考資料など>

「HUMAN RIGHTS 人権を考える」神奈川県・神奈川県教育委員会（平成25年10月）>

<参考資料など>

「エイズ予防情報ネット ホームページ」公益財団法人エイズ予防財団

「地域における人権教育の推進をめざして ライフステージに応じた参加体験型人権学習実践事例集」

兵庫県教育委員会（平成20年3月）

HIV・エイズに関する知識確認クイズ

HIV・エイズに関して、次の文が正しいと思う場合は○を、誤っていると思う場合は×を□の中に書きましょう。

①	日本では HIV に感染する原因で最も多いのは性行為である。	
②	蚊に刺されることによって HIV に感染する。	
③	コンドームは避妊方法の中で一番 HIV 感染予防の効果がある。	
④	エイズは HIV により免疫力が低下することによって発症する病気である。	
⑤	HIV に感染すると、必ずエイズになる。	
⑥	HIV 患者とお風呂やプールにいっしょに入ると感染する。	

答え

① ○ ② × ③ ○ ④ ○ ⑤ × ⑥ ×

②について …HIV（ヒト免疫不全ウイルス）は蚊の体内では感染力を失ううえ、前の人の血液が注入される可能性がないため、蚊では感染しません。

④⑤について…エイズはHIVによって体の免疫力が低下し、その結果として様々な合併症が出た状態をいいます。現在では治療により発症を抑えることができます。

⑥について …HIVは感染力が弱く、性行為以外の日常生活で感染する可能性はまずありません。お風呂やプール、つり革、手すり、トイレの便座などからも感染しません。

〈参考資料など〉

「HUMAN RIGHTS 人権を考える」神奈川県・神奈川県教育委員会（平成25年10月）
「エイズ予防情報ネット ホームページ」公益財団法人エイズ予防財団

あなたは、どうしますか？

次のようなことを相談されたとしたら、あなたならどう答えますか。

- 1 自宅の近所に、エイズ患者のための専門病院を建設する計画が持ちあがりました。そのことに対して、地域の会合の中で「みんなで『建設反対』を訴えていこう！」という意見があがりました。他の何人かも賛成しているみたいです。どうしたらよいでしょうか。

- 2 仲のよい友だちが HIV に感染しました。以前は、お互いの家をよく行き来していましたが、数ヶ月前から様子がおかしく、私から遠ざかろうとしています。どこか元気もありません。この前、突然家に押しかけて遊びに行き、偶然 HIV に関する本を見つけました。聞くと、最初は隠していたのですが、「HIV に感染している」と教えてくれました。今後、どのようにつき合っていけばよいでしょうか。

- 3 子どもの同級生の保護者から、「クラスに HIV に感染している子がいるって知っている？うちの子が感染するのじゃないかと不安なので、学校に相談に行こうと思うのだけれど」と言われました。「日常の生活では感染はしないらしいから、大丈夫じゃないか」と答えましたが、「不安でたまらないのよ。いっしょに行かない？」と言われました。どうしたらよいでしょうか。

<参考資料など>

「地域における人権教育の推進をめざして ライフステージに応じた参加体験型人権学習実践事例集」
兵庫県教育委員会（平成 20 年 3 月）

HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう

私たちはだれでも、自由に、人間らしく生きる権利「人権」を持っています。しかし、HIV感染者やハンセン病の患者・元患者の方々は、誤った知識や偏見などから人権が侵害されてしまうことがあります。偏見・差別をなくすためには、一人ひとりがHIVやハンセン病などに対する正しい知識を持ち、人権を尊重する心を持つことが大切です。

HIVやハンセン病は、人から人にうつる感染症です。しかし、日常生活における接触で感染することはほとんどありません。ハンセン病は感染したとしても、発病することは極めてまれですし、万一、発病しても早期発見と適切な治療で確実に治療することができます。また、HIVは感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。最近は治療薬の開発が進み、感染を早期発見し、早期治療することでエイズの発症を抑えることができるようになってきました。

このようにHIVやハンセン病は、治療が可能な病気ですが、今なお、誤った知識を持っている方が多く、HIV感染者やハンセン病の患者・元患者の方々に対する偏見や差別が、いまだに解消されていない状況にあります。

例えば、2003年(平成15年)、ハンセン病療養所の入所者であることを理由に、ホテルの宿泊を断られるという事件が起きました。この報道を受けて、ハンセン病療養所の入所者がいわれのない非難や中傷を全国の人たちから受けました。また、HIVの感染者に対しても、HIVに感染していることを理由に仕事を解雇されたり、医療機関で診療を拒否されたりするなどの人権侵害が起っています。

ハンセン病とは

ハンセン病は古くから知られている病気で、1873年(明治6年)に、ノルウェーのハンセン医師によって、病の原因である「らい菌」(感染菌)が発見されたため、ハンセン病と呼ばれています。日本においては、1907年(明治40年)、患者を収容する目的で「癩予防二関スル件」という法律が制定され、その後、1931年(昭和6年)「癩予防法」の制定によって、ハンセン病患者を強制的に療養所に収容し、一般社会から隔離するという「隔離政策」が行われるようになりました。この政策は患者の救済についても目的としていましたが、人々の間には、ハンセン病は伝染しやすい、というイメージが広まり、偏見を強めることとなったと言われています。

その後、ハンセン病の研究が進み、らい菌は、感染力が非常に弱く、たとえ感染しても発病することはまれであることが明らかになりました。また、1940年(昭和15年)代以降は、治療法が確立され、早期に発見し、適切な治療を行えば、治すことができる病気となりました。

ところが、ハンセン病が感染症であり適切な治療を行えば治ることが分かって、なお隔離政策が続いたことなどから、それまでの誤解が払拭されず、「感染」というイメージから、ハンセン病患者やその家族は偏見・差別を受けてきました。

ハンセン病と診断された方々は、生涯、療養所から出ることはできず、親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことや、結婚しても子どもを生むことは許されませんでした。また、実名を名乗ることができず、亡くなくても故郷の墓に埋葬してもらえないなど、さまざまな苦痛を強いられてきました。この隔離政策は1996年(平成8年)まで継続されていました。

1996年(平成8年)に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、明治時代から1世紀近く続いた隔離政策はようやく終わりを告げました。しかし、ハンセン病療養所に入所していた方の中には、完治したにもかかわらず、今でも療養所にとどまる人が少なくありません。高齢で身寄りがいないことや、長期間にわたり社会との交流を絶たれてきたこと、ハンセン病に対する偏見や差別が今なお根強く残っていることから、社会復帰が難しい状況になっているのです。

<参考資料など>

「暮らしのお役立ち情報 HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう」政府広報オンラインホームページ

アイスブレーキング集

●アイスブレーキング2●

こんな使い方もあるかもね？

ねらい

話し合いをすることで、違った意見にふれたり、固定観念を別の視点でとらえ直したりすることによって、今までにない新たな気づきが得られることの大切さを理解する。

グループ

・ 4、5人のグループ。

進め方

- ①ファシリテーターに一番近い人がリーダーとなり、リーダーが示したものの使い方を考える。
- ②グループで、できるだけ多く書き出す。(2分)

例：「ハンカチの使い方」

手を拭く、鼻をかむ、人形を作る、窓を拭く、折り紙をする、包帯にする、ランチョンマットにする……

- ③おもしろい使い方があれば発表する。(1分)

<ワークシート>

こんな使い方もあるかもね？

() の使い方

※グループで出た使い方をすべて書きましょう。

<参考資料など>

「人権学習ワークシート集-人権教育実践のために 第12集(小・中学校編)-」神奈川県教育委員会
(平成21年3月)

④ 「公平・公正な社会をめざして」(同和問題)

実践する場面

- (1) 対象者 人権教育担当職員、行政職員等
- (2) 所要時間 60分

活動のねらい(ポイント)

採用選考等における差別や人権侵害について考えることをとおして、公平・公正な社会のあり方について理解を深める。

準備するもの

ワークシート、資料1・2

進め方(展開例)

時間	学習の流れ(活動・内容)	留意事項	備考(資料)
導入 10分	<p>◆学習の確認(5分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会のねらい ・日程 ・参加体験型学習における約束 <p>◆アイスブレイキング(5分)</p> <p>「想像自己紹介」</p> <p>①ファシリテーターから提示されるテーマに対して、回答とその理由を考える。</p> <p>②グループ内で順番に自己紹介をする。名前を言い、テーマに対する回答とその理由を発表する。</p> <p>③ふりかえりを行い、感想を発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[参加体験型学習の約束]の内容を伝える。 →P. 4(5)の1参照 ・4人程度のグループで行う。 ・テーマ例:「もしもタイムマシンがあったらどの時代の何を見たいですか」等。 ・聞いている人は随時感想を述べたり、質問をしたりしてよい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・現実の話ではないため参加者が自由に話せることに気づく。 ・思い込みや先入観にとらわれない柔軟な発想に触れ、視野を広げることの大切さに気づく。 			
展開 45分	<p>◆アクティビティ1(20分)</p> <p>「公正な面接について考えよう」</p> <p>①個人で、ワークシートの「質問例」を見て、採用選考における面接の質問として不適切だと思うものに×をつけ、その理由も記入する。</p> <p>②グループで①についてその理由も含めて意見交換をする。</p> <p>③グループで出た意見を全体に発表し、共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートを配付する。 ・資料2「採用選考の面接において」を参照し、各グループの発表を補足する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート →P.33 ・資料2 →P.35

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	備考（資料）
	<p>◆アクティビティ2（20分） 「どこまで書くの？私の履歴書」</p> <p>①配付された<社用紙の例>を見て、それぞれの項目にどう書くかを考え（記入はしなくてよい）、「記入する必要がないと思う欄」や「本人の適性や能力と関係ない欄」があったら、×をつける。</p> <p>②グループで、×をつけた項目とその理由について話し合う。</p> <p>③配付された<全国高等学校統一用紙>を見て、意見交換する。</p> <p>④グループで出た意見を全体に発表し、共有する。</p> <p>⑤<全国高等学校統一用紙>の意義や成り立ちの説明を聞く。</p> <p>◆ふりかえり（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクティビティ1・アクティビティ2をとおして考えたこと、気づいたことを中心にふりかえる。 ・グループで出た意見を全体に発表し、共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<社用紙の例>と<全国高等学校統一用紙>を見やすいように拡大し、別々に印刷しておく。 ・<社用紙の例>を配付する。 ・<全国高等学校統一用紙>を配付する。 ・資料2「公正な採用選考について」を参照し、公正な採用選考について説明する。 ・公平・公正な社会のあり方について理解を深めるよう促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 →P.34 ・資料1<社用紙の例> →P.34上 ・資料1<全国高等学校統一用紙> →P.34下 ・資料2 →P.35, 36
<p>まとめ 5分</p>	<p>◆まとめ（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーターの話を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動のねらい（ポイント）をおさえる。 	

・採用選考等における就職差別や人権侵害について考えることをとおして、人権が尊重された公平・公正な社会のあり方について理解を深める。

<参考資料など>

- 「キャンパスで使えるアイスブレイク集」京都産業大学コーオプ教育研究開発センターF工房（平成24年3月） <http://www.kyoto-su.ac.jp/path/career/f/action/pdf/icebreak.pdf>
- 「人権学習ワークシート集Ⅲ一人権教育実践事例・指導の手引き（高校編第12集）一」神奈川県教育委員会（平成20年3月）
- 「人権学習ワークシート集-人権教育実践のために 第14集（小・中学校編）-」神奈川県教育委員会（平成26年2月）

公正な面接について、考えよう

採用選考の面接における質問として、不適切なものに×をつけましょう。上段に自分の意見を、下段にグループの話し合いでまとまった意見を書きましょう。

No.	質問例	不適切なものに×		×をつけた理由
1	あなたのお父さんやお母さんの職業は、何ですか。	自分		
		グループ		
2	あなたの生まれたところはどこですか。	自分		
		グループ		
3	あなたが当社への就職を希望した理由は何ですか。	自分		
		グループ		
4	あなたの尊敬する人物は誰ですか。	自分		
		グループ		
5	あなたはどのような本を愛読していますか。	自分		
		グループ		

<参考資料など>

「人権学習ワークシート集Ⅲ－人権教育実践事例・指導の手引き（高校編第12集）－」神奈川県教育委員会（平成20年3月）

〈社用紙の例〉

履 歴 書				写 真 ・(30×40mm) ・6ヶ月以内撮影 ・上半身制服脱帽			
ふりがな							
本人氏名							
旧 姓							
ふりがな							
筆頭者氏名	Ⓜ 本人との続柄						
本 籍 地	県	市 郡	町	番地			
現 住 所	県	市 郡	町	番地			
連絡方法	— —			○自宅 ○呼出 () 様			
年 月 日	学 歴 ・ 職 歴						
年 月 日	賞 罰						
年 月 日	資 格 免 許						

趣味・特技			
得意な学科	不得意な学科		
自己の性格の長所	自己の性格の短所		
クラブ活動			
読書の傾向	愛読書		
尊敬する人物	信仰宗教		
支持政党			
親友氏名	交友関係	男	女
会社内の知人・先輩			
当社志望動機			

家族氏名	性別	生年月日	年齢	続柄	職業(勤務先・職種・部課)	身体状況	生死別理由

住居の実状	持家	借家	借部屋	居住地附近の地図	4
家庭の収入	月平均		円		
資 産	家屋(坪) 田(反)				
	畑(反) 山林(町)				

上記の記載に誤りがあった場合は採用を取消されても異存ありません。

保護者氏名 Ⓜ

〈全国高等学校統一用紙〉

履 歴 書				写真をはる位置 (30×40mm)			
ふりがな	平成 年 月 日現在						
氏名						性別	
生年月日	昭和・平成	年	月			日生(満 歳)	
ふりがな							
現住所	〒						
ふりがな							
連絡先	〒						

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

学 歴 ・ 職 歴	平成 年 月	高等学校入学
	平成 年 月	

(職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)

資 格 等	取得年月	資格等の名称	
趣 味 ・ 特 技	校内外の諸活動		
志 望 の 動 機			
備 考			

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

〈参考資料など〉

「人権学習ワークシート集-人権教育実践のために 第14集(小・中学校編)-」神奈川県教育委員会(平成26年2月)

公正な採用選考とは

採用選考に応募する全ての人に就職の機会均等を保障し、応募者本人の適性や能力を公正に評価し、選考の基準とすることをいいます。

採用選考の面接において

採用選考の面接において、どのような質問が差別や人権侵害につながるかに気づき、公平・公正な社会のあり方について理解を深めるようにします。

本人の適性や能力に関係のない項目 … 質問例の1・2

本籍や出身地、家族の職業や続柄、住宅状況、生活状況、生活環境などは、職業への適性・能力と関係ありません。その他、職務遂行に関係のない身体状況・健康状況への質問も基本的人権を侵す恐れがあります。これらの質問と同様の意味をもつ質問として次のような質問があげられます。「現住所に昔からずっと住んでいますか。」「生まれはどこですか。」「お父さんやお母さんの出身地はどこですか。」これらは本籍や出身地をたずねることと同じです。

また、生活環境や家業について質問することや、自宅付近の地図を書かせることも同様の意味をもっています。

本来、自由であるべき項目 … 質問例の4・5

本来、個人の自由に属する事柄を採用選考基準にすることは、憲法で保障されている自由権を侵害することにもつながります。「あなたはどのような本を愛読していますか。」「尊敬する人物は誰ですか。」「これまで出会った先生の中で尊敬する先生は誰ですか。」「どの新聞をよく読みますか。」などといった質問は本人の思想信条を問うことになり、採用選考に思想信条を活用することにつながる可能性があります。つまり、このようなことを面接で聞くこと自体が人権侵害につながる恐れがあると考えられます。

公正な採用選考について

かつて採用選考において社用紙と呼ばれる会社独自の履歴書を使用して、家庭の経済力や親の職業・学歴などの記載を求め、これらの内容を選考の基準としている会社がありました。また、社用紙に記載させた本籍情報や、採用選考時に提出させた戸籍抄本をもとに身元調査が行われることもあり、これらのことにより同和地区出身者などが就職差別を受けることがありました。

このような状況の中で、生徒を就職差別から守るため、生徒本人の適性と能力に関わりのない項目を応募用紙から取り除くよう企業に求める取組が、学校現場を中心に進められました。その結果、昭和48（1973）年に労働省と文部省が、新規高卒者の採用選考時における応募書類は、

就職差別につながる事項を除いた「全国高等学校統一用紙」を使用し、戸籍謄（抄）本等の提出を求めないよう通達を出しました。その後、新規中学校卒業生用の応募書類も高等学校の様式に準じて定められ、どちらの様式についても何回かの改訂を経て、現在の様式にいたっています。

本県においても、平成9（1997）年度の新規高卒者の採用選考において、県内企業数社が本人・家族の本籍地や家族の職業を記載させたり、面接において家族構成や保護者の離婚理由などを質問したりしたことが明らかになりました。このことを受け、県教育委員会では平成10（1998）年度から神奈川労働局などの関係機関と連携を図りながら、次のように公正な採用選考の取組を進めています。

- 例年5月に、ハローワークを通じて事業所に公正な採用選考の実施について文書で依頼する。
- 提出書類や面接における不適切な質問について学校からの報告があった場合には、神奈川労働局に連絡のうえ、不適正事案と認められた場合は、企業に対する指導を依頼する。

生徒を就職差別から守るためには、中学・高校の指導の中で、採用選考は本人の適性と能力に基づいて行われなければならないという認識を高め、生徒自身が就職差別につながる質問などに気づき、指摘できるような態度を身につけることが大切です。また、生徒が就職差別を受けたり、面接で不適切な質問を受けたりした場合には、学校は速やかに教育委員会とハローワークに連絡し、生徒を励ますような指導を行うことが大切です。企業に対する事実確認と指導はハローワークが行います。

大学・短大、専門学校、私立中・高等学校等の入学関係書類において、本籍や家族構成等の記載を求めたり、面接時に不適切な質問をしたりするケースも報告されています。県教育委員会では県立学校に対して、学校が提出する入学関係書類に本籍欄や家族欄があった場合には、該当欄は記入せず斜線を施す対応をするよう指導するとともに、文部科学省や大学関係機関等に改善の要望をしています。

<参考資料など>

「人権教育ハンドブック」神奈川県教育委員会（平成25年8月）

このような取組は、同和問題における就職差別だけでなく、外国につながるのある生徒やひとり親家庭など様々な家庭環境等に対する就職差別を防ぎ、人権を保障することにつながっています。

同和問題とは…

一部の人々が住居や職業、結婚などを制限される差別を受けてきました。特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に差別される我が国固有の人権問題を、同和問題といいます。

<参考資料など>

「同和問題の正しい理解のために」神奈川県・神奈川県教育委員会（平成16年3月）

⑤ 「多文化共生社会を実現するために」(外国籍県民の人権)

実践する場面

- (1) 対象者 人権教育担当職員、行政職員、地域住民等
 (2) 所要時間 90分

活動のねらい(ポイント)

多様な文化や習慣の違いについて理解を深め、誰もが住みやすい社会の実現について考える。

準備するもの

アイスブレイキング用の紙(線を1本描いておく)、ワークシート、相談カード

進め方(展開例)

時間	学習の流れ(活動・内容)	留意事項	備考(資料)
導入 20分	<p>◆学習の確認(5分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会のねらい ・日程 ・参加体験型学習における約束 <p>◆アイスブレイキング(15分) 「みんなで、一筆書き」</p> <p>①1本の線が描かれている紙に、最初の人 が「一筆書きになるように」線につなげ て一筆加える。</p> <p>②順番に一筆書きになるように、前の人の 描いた線に続けて、一筆ずつ加える。 何を描こうとしているのかを推測しあい ながら描く。(声は出さない) 2周回して絵を完成させる。</p> <p>③できあがった絵を掲示する。</p> <p>④グループごとに自分たちが何の絵を描い たか、声を合わせて発表する。</p> <p>⑤ふりかえりを行い、感想を発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[参加体験型学習の約束]の内容 を伝える。 →P. 4(5)の1参照 ・相談カードが4種類なので、4 人グループがよい。 ・あらかじめ線が1本描いてある 紙を配付する。 ・何の絵を描いているかについ ては、発表のときまで話さないこ とを伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アイスブ レーキ ング用 の紙
展開 65分	<p>◆アクティビティ1(15分) 「世界の文化を知ろう」</p> <p>①個人で考えた後、グループ内で意見交換 する。</p> <p>②答えを確認したり、他にどのような例が あるかや、感じたことを出し合う。</p> <p>③グループで出た意見を全体に発表し、共 有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートを配付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート →P.39

・言葉を使わずにコミュニケーションすることの難しさや、他の人の考えや気持ちを推し量
 ったり想像したりすることの大切さについて考える。

・イメージや思い込みで外国籍の人を見るのではなく、それぞれの文化や生活習慣等の違
 いを知ることが大切であることを確認する。

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	備考（資料）
	<p>◆アクティビティ2（45分） 「私たちにできることは・・・」</p> <p>①グループに配付された相談カードの中から、内容を見ないようにしながら、1人がカードを1枚引き、黙読する。</p> <p>②言葉を使わずに、カードの内容を身振りで表現したり、絵を描いたりして他の人に伝える。</p> <p>③事例を読み上げ、内容を確認する。（全員②③を行う。）</p> <p>④全体で、何名かに感想を聞く。</p> <p>⑤それぞれの事例について、外国籍の人にとってどのような工夫や手立てがあればよいか考える。</p> <p>⑥グループで出た意見を全体に発表し、共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談カード 1～4を配付する。 ・言葉によるコミュニケーションができないと、困る点について確認をする。 ・地域や機関等でどのような支援ができるかなども考えるよう促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談カード →P.40
まとめ 5分	<p>◆ふりかえり（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクティビティ1・アクティビティ2をとおして考えたこと、気づいたことを中心にふりかえる。 ・グループで出た意見を全体に発表し、共有する。 		

- ・外国籍の人の不安や不便さに気づき、安心して暮らせる環境を整備していくことの大切さに気づく。
- ・災害時の対応等、組織的な取組も必要であることに気づく。

- ・多文化共生社会の実現のためには、多様な文化や民族の違いを理解して認め合うとともに、安心・安全な暮らしやすい環境を整備することが大切であることに気づく。

<参考資料など>

「人権学習ワークシート集Ⅳ－人権教育実践事例・指導の手引き（高校編 第13集）－」神奈川県教育委員会（平成22年）

世界の文化を知ろう

次の1～4は、どこの国の文化でしょうか。下のワクから選んでみましょう。

1. 人の頭は「精霊が宿る場所」として神聖視されている。そのため、他人の頭を触ることとは大変失礼になる。

2. ハサミは縁を切る、ハンカチは涙を拭くなど、悲しみにつながると考えられるので、プレゼントにはしない。

3. 食事のマナーとして、「器を持ち上げて食べない。」や「汁物はスプーンで食べる。」、「食事中は目上の人の食べる速さに合わせる。」などがある。

4. カーネーションは葬式で飾る花として使われることが多いので、プレゼントにはしない。

ドイツ タイ 韓国 ブラジル

世界の国の文化や風習で、他に知っていることはありますか。

答え

1 タイ 2 ブラジル 3 韓国 4 ドイツ

<参考資料など>

タイ国政府観光庁ホームページ

韓国観光公社ホームページ

「文化のちがい 習慣のちがい」学研教育出版（2012年2月）

「私たちにできることは・・・」

相談カード1 【医療機関】

昨日からお腹が痛いので、診察をしてほしいです。
薬は、粉薬が苦手なので、錠剤の薬にしてください。

相談カード2 【買い物】

卵アレルギーのある家族がいるので、卵アレルギーの原因となる材料が使われているかどうか、教えてください。
塩分量や添加物も知りたいです。

相談カード3 【地域】

家のポストの中に「ごみは、資源物しげんぶつと分けて出わしてください。」と書かれた紙が入っていました。

ひらがなは読むことができますが、意味がよく分かりません。

※「ごみは、しげんぶつとわけてだだしてください。」は声に出してよいです。

相談カード4 【災害】

母国では地震が起きないので、地震が起きたときの逃げ方を教えてください。

<参考資料など>

「人権学習ワークシート集Ⅳ—人権教育実践事例・指導の手引き（高校編 第13集）—」神奈川県教育委員会（平成22年）

⑥ 「ホームレスの人権をみんなで考えよう」(ホームレスの人権)

実践する場面

- (1) 対象者 PTA会員等(小・中・高校生の子どもがいる保護者)、地域住民
- (2) 所要時間 70分

活動のねらい(ポイント)

- (1) ホームレスの人権に関する問題について考える。
- (2) ホームレスの現状について正しく理解する。
- (3) ホームレスを支援する人たちの活動を知り、自分たちにできることを考える。

準備するもの

ワークシート、DVD『ホームレス』と出会う子どもたち

進め方(展開例)

時間	学習の流れ(活動・内容)	留意事項	備考(資料)
導入 10分	<p>◆学習の確認(5分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会のねらい ・日程 ・参加体験型学習における約束 <p>◆アイスブレイキング(5分) 「自己紹介キャッチボール」</p> <p>①ペアになる。まず1人が名前を言う。 ②もう1人が名前と自分の好きなものを言う。 ③相手の言った好きなものと同じ種類で、自分が好きなものを言い、続けて別の種類の好きなものを話す。 ④③と同様に、相手と同じ種類と別の種類の好きなものを話す。(繰り返す) ⑤感想を発表する。</p>	<p>・[参加体験型学習の約束]の内容を伝える。 →P. 4(5)の1参照</p>	
		<p>活動例</p> <p>①：私の名前は〇〇〇〇です。 ②：私の名前は〇〇〇〇です。 コロケが好きです。(食べ物) ③：私はカレーが好きです。(食べ物) 青いセーターがお気に入りです。(衣服) ④：私は黄色のシャツがお気に入りです。 (衣服) 卓球が趣味です。(スポーツ) (同様に続ける)</p>	
		<p>・自分を表現するとともに、相手を受容する体験をとおして、お互いを尊重し合うことの心地よさに気づく。</p>	
展開 55分	<p>◆アクティビティ(50分) 「みんなで考えよう、ホームレスのこと」</p> <p>①「どうしてホームレスになるのか」について、ワークシートに自分の考えを書く。 ②グループで①について意見交換する。 ③「ホームレスが受ける人権侵害」には、どんなことがあるか考えて書く。 ④③について意見交換をする。</p>	<p>・ワークシートを配付する。 ・4人程度のグループで行う。</p>	<p>・ワークシート →P.43</p>

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	備考（資料）
	⑤DVD『『ホームレス』と出会う子どもたち』を視聴する。 ⑥「ホームレスに対してできる支援」について、どんなことがあるか考えて記入する。 ⑦⑥について意見交換をする。 ⑧グループで出た意見を全体に発表し、共有する。 ◆ふりかえり（5分） <ul style="list-style-type: none"> ・アクティビティをとおして考えたこと、気づいたことを中心にふりかえる。 ・グループで出た意見を全体に発表し、共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームレスの心情に沿った支援のあり方を考えるよう促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DVD
<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域・行政等が協力してホームレスの自立支援を図ることの大切さを考える。 ・ホームレスに対する理解を深め、ホームレスへの偏見や差別意識を解消するとともに、命を大切にすする心、相手を思いやる心等について深く考えていく必要があることに気づく。 			
まとめ 5分	◆まとめ（5分） <ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーターの話聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動のねらい（ポイント）をおさえる。 	

DVD『『ホームレス』と出会う子どもたち』は、神奈川県教育委員会の各教育事務所で貸し出しをしています。貸し出しの方法などについては、各地区の教育事務所に、お問い合わせください。

ホームレスの現状

平成25年（2013）年1月にホームレスの実態に関する全国調査が実施され、全国で8,265人のホームレスが確認されました。神奈川県においては、20市町で、ピーク時の平成19年（2007）年1月調査より625人少ない1,395人が野宿生活を送っていると確認されています。

<参考資料など>

「HUMAN RIGHTS 人権を考える」神奈川県・神奈川県教育委員会（平成25年10月）

DVD『『ホームレス』と出会う子どもたち』について

なぜ若者や子どもによる「ホームレス」襲撃が起きるのか？ 大阪・釜ヶ崎にあるこどもの里が行う「子ども夜まわり」の活動を軸に、参加する子どもたちの変化、ホームレス生活を送る鈴木さん（64歳）の仕事や生活、その思いに迫る。さらに「ホームレス」襲撃問題をとおして、居場所（ホーム）なき子どもたちの弱者いじめの問題を問い直す。

<参考資料など>

DVD『『ホームレス』と出会う子どもたち』一般社団法人ホームレス問題の授業づくり全国ネット（平成21年）

みんなで考えよう、ホームレスのこと

ワーク1

どうしてホームレスになると思いますか。あなたの考えを書きましょう。

ワーク2

ホームレスが受ける人権侵害には、どんなことがあると思いますか。

ワーク3

ホームレスに対してできる支援には、どんなことがあると思いますか。

ワーク4

今日のワークをとおして、どんなことを感じましたか。

アイスブレーキング集

●アイスブレーキング3●

文字さがし

ねらい

物事を多面的に見る面白さや、人によって違う見方があることに気づく。

グループ

・4人のグループ

進め方

- ①個人で、「田」の中から、漢字一文字を探して、ワークシートに書く。
- ②探した漢字をグループで出しあったり、さらに見つけたりする。
※「止め」「はね」「はらい」「画の長さ」等は厳密でなくてよいことを確認する。
- ③気づいたことを数人が発表する。
＜答えの例＞日、己、巴、旧、示、川、三、
※応用編として
 - ・「口」に2画加えてできる漢字を探す。
 - ・「東」の中から漢字1文字 を探す。

ワークシート

アイスブレーキング「文字さがし」

「田」の中から、漢字一文字を探してみましよう。

※「止め」「はね」「はらい」や「画の長さ」は厳密でなくてもよいです。

例

田	口								

＜参考資料など＞

「わかりやすい研修のアイデア集 じんけんスクラム～ワークを通して広がる世界～」
公益財団法人滋賀県人権センター発行